

平成27年度第11回

常任会議員会議

資 料

(ホームページ掲載にあたり、一部を省略しています)

平成28年3月
北海道農業会議

平成27年度 第11回 常任会議員会議 次第

日時 平成28年3月24日(木) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階 4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮 問

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問について

5 報告協議

- 1) 一般社団法人北海道農業会議諸規程の設定について
- 2) 一般社団法人北海道農業会議常設審議委員の構成並びに常設審議委員会の運営について
- 3) 一般社団法人北海道農業会議常設審議委員の選任について
- 4) 改正農業委員会法施行に向けた対応状況について
- 5) 北海道選出国會議員要請集会の開催について
- 6) 平成28年度地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催について
- 7) 平成27年田畑売買価格等に関する調査結果(概要)について
- 8) その他

6 閉 会

平成28年度第1回常設審議委員会は、平成28年4月25日(月曜日)
開会時間は、13:30です。
場所は、第二水産ビル 3階 3G会議室です。

【メモ】

一般社団法人北海道農業会議諸規程（案）一覧

分類	規程名	決定	資料	
定款等	①定款	1月14日の臨時総会で決定	なし	
	②ネットワーク業務規程	3月8日の総会で決定	別紙	
	③常設審議委員会運営規程	1月14日の臨時総会で決定	なし	

分類	規程名	規定内容	頁	対 象
I 基本規程 (運営)	①理事及び監事の報酬規程	○理事及び監事の報酬・手当の額 ○支給方法 ○新任、退任による報酬額の計算方法	1	理事・監事
	②北海道農業会議役員候補者選考規程	○役員候補者の選考に係る事項 ○役員候補者選考委員会の設置		4月以降の作成総会に上げる
	③北海道農業会議理事会運営規程	○欠席の届出、議席、議案説明、発言 ○動議、修正動議、委員会付議	3	理事・監事
	④北海道農業会議監査実施規程	○目的、監事の使命と責務、代表監事選出と任務、会長立会 ○監査の実施（監査対象、日程等協議、提出資料、監査方法と講評、報告書の記載事項、監査記録）	6	監事・職員
	⑤理事及び監事の費用弁償規程	○理事及び監事の費用弁償の額について ○旅費規程による費用弁償	8	理事・監事

	⑥常設審議委員の手当及び費用弁償規程	○常設審議委員の手当と費用弁償の額について ○会議出席1回に当たりの手当、会長等は別に運営手当 ○旅費規程による費用弁償	9	常設審議委員
	⑦北海道農業会議常設審議委員選考規程	○常設審議委員の選考に係る事項 ○常設審議委員候補者の推せんに係る事項		4月以降の作成 理事会に上げる
II 基本規程 (事務局)	①理事及び職員職務権限規程	○理事の職務権限 ○会長・副会長・専務理事の職務権限 ○職員の職務権限	10	理事・職員
	②事務局規程	○職制、職員の身分(技師・主事)、事務の専決・代行、業務の分掌	14	職員
	③処務規程	○事務の処理 ○文書の收受・配布、処理、発送、保存	17	職員
III 慶弔規程	①慶弔規程	○会員・理事・常設審議委員・会長・副会長、監査委員(元職含む)の褒章・死亡に対する対応 ○職員の結婚、死亡(元職含む)に対する対応	21	会員等+職員
IV 労働関係規程	②就業規則	○採用、休職、定年、退職、解雇について ○勤務時間と休憩時間、休日、時間外勤務、休暇 ○届出(異動があったとき) ○教育及び奨学 ○安全及び保健衛生、健康診断<福利厚生> ○災害補償 ○表彰及び懲戒	24	職員

	③給与規程	○支給日、時間外勤務の支給 ○俸給の区分、昇級 ○賃金区分（基本賃金、附加賃金、扶養手当） ○諸手当（休職・期末勤勉、寒冷地、役職手当） ○災害補償手当	34	職員
	④退職給与規程	○退職金額の計算方法について	41	職員
	⑤育児・介護休業に関する規程	育児・介護休業、休暇、時間外労働の制限について規定 本人からの申出により取得、この間の給与は支給されない	44	職員・臨時職員・嘱託職員
V 総務関係規程	①経理規程	経理・財務業務について、備えるべき帳簿、	59	職員
	②固定資産管理規程	○固定資産の管理責任者、使用責任者、その取扱業務 ○帳簿による管理、価格の計算、現品調査の実施について	70	職員
VI 業務関係規程	①旅費規程	○旅行手続・計算 ○旅費の種類（鉄道・船・航空・バス賃、日当、宿泊費等）	74	本会より旅費を支給する者
	②個人情報保護規程・要領	個人情報の取扱について規程、取扱の要領	78	役員、職員等
	③特定個人情報取扱規程	マイナンバーの収集・保管・廃棄等について規程	82	職員等

一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員の構成並びに 常設審議委員会の運営について

平成 28 年 3 月 24 日
第 11 回常任会議員会議

1 一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員の構成について

一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員の構成については、本年 1 月 14 日開催の北海道農業会議臨時総会において可決された「北海道農業会議組織変更計画（非営利型一般社団法人北海道農業会議定款）」並びに「一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員会運営規程」において、以下の通りと定められている。

○ 定款第 43 条

◇ 常設審議委員会は、常設審議委員をもって構成する。

◇ 常設審議委員は、会長及び副会長、専務理事のほか、理事会が別に定める運営規程に基づき、会長が理事会の了承を得て選任した者とする。

○ 運営規程第 3 条

◇ 委員会は、常設審議委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

◇ 委員は、会長及び副会長、専務理事のほか、次に掲げる委員の資格を有する者のうちから、会長が理事会の了承を得て選任する。

- ・ 定款第 6 条第 4 項第 1 号の会員 1 4 人以内
- ・ 定款第 6 条第 4 項第 2 号の会員 2 人以内
- ・ 定款第 6 条第 5 項第 1 号の会員が構成する団体が本人の同意を得てその団体 1 人を限りに推薦した同号の会員に所属する者 2 人以内
- ・ 定款第 6 条第 5 項第 2 号の会員が本人の同意を得て推薦したその会長、副会長又は理事 1 人以内
- ・ 定款第 6 条第 5 項第 3 号の会員が本人の同意を得て推薦したその理事 1 人以内
- ・ 定款第 6 条第 5 項第 4 号の会員が互選した団体で本人の同意を得て推薦したその理事（経営管理委員を置く団体にあつては、理事又は経営管理委員）又は代表者 2 人以内
- ・ 定款第 6 条第 5 項第 5 号の会員が互選した団体で本人の同意を得て推薦した理事または代表者 3 人以内

2 一般社団法人北海道農業会議 常設審議委員会の運営について

① 処理する事項

○ 定款第 42 条

◇ 農業委員会法第 43 条第 1 項第 7 号に規定する農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うとされた事項

◇ 農業委員会法第 53 条第 1 項の規定に基づく関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出に関する事項

- ◇ 総会又は理事会が必要と認めた事項
 - 規程第2条
 - ◇ 委員会は、定款第42条第1項第1号に掲げる次の事項を処理する。
 - ・農地法第4条第4項及び第5項に定める事項
 - ・農地法第5条第3項に定める事項
 - ・農地法第18条第3項に定める事項
 - ・農地法第39条第4項に定める事項
 - ・農業経営基盤強化促進法第5条第6項に定める事項
 - ・農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第6項及び第7項に定める事項
 - ・農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第9項に定める事項
 - ・土地改良法第97条第6項に定める事項
 - ・土地改良法第98条第9項に定める事項
 - ・土地改良法第99条第10項に定める事項
 - ・土地区画整理法第136条第2項及び第3項に定める事項
 - ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第8条第4項及び第5項に定める事項
 - ・農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第7条第4項及び第5項に定める事項
 - ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第12項及び第13項に定める事項
 - ・その他法令に基づく事項
 - ◇ 前項のほか、定款第42条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を処理する。
 - ◇ 定款第1項に掲げる事項及び第2項に掲げる事項で、定款第14条により総会の決議事項された事項及び定款第34条により理事会の事項とされた事項以外の事項については、委員会の議決をもって、この都道府県農業委員会ネットワーク機構の決定とする。
- ② 開催・運営(運営規程より抜粋)
 - 委員会は、会長が招集、会長及び副会長が欠けたとき又は、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ委員会で定めた順序により、他の委員が招集
 - 委員会は、概ね年12回開催するほか、必要に応じて開催
 - 会長は、委員会を招集しようとするときは、委員に対し開催日の7日前までに書面をもって、委員会に付議すべき事項、日時及び場所その他必要な事項を通知
 - 委員会の議長は、会長がこれにあたる、会長及び副会長が欠けたとき又は、会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ委員会で定めた順序により、他の委員があたる
 - 委員会は、委員の過半数が出席して成立
 - 附議事項については、提案者が説明、必要がある時は議長は職員またはその他の者に説明させることが可
 - 委員は、議長の承認を受けたのち、附議事項について自由に質疑または意見を述べることが可
 - 委員は、委員会において附議事項のほかの動議を提出することが可、その際に、議長は、その動議を審議するか否かを諮る

- 附議事項に対する修正動議が提出されたときは、まず修正動議につき決する、2以上の修正動議があるときは、議長の決定により、その趣旨が原案と最も異なるものから順次採決

③ 審議・議決方法(運営規程より抜粋)

- 農地法第4条第4項及び第5項、並びに同法第5条第3項に定める事案については一括審議、ただし、不許可相当の意見、地元からの要請等、現場の説明が必要と思われる事案については、当該農業委員会等からの説明を受けたうえで審議
- 農地法第18条第3項及び同法第39条第4項に定める事案については、個別審議、ただし、許可権者の説明が必要と思われる事案については、権限移譲を受けた市町村等または北海道の管轄部局から説明を受けたうえで審議
- 農業振興地域の整備に関する法律に定める事案については、一括審議、ただし、許可権者の説明が必要と思われる事案については、権限移譲を受けた市町村または北海道の管轄部局から説明を受けたうえで審議
- 土地改良法に定める事案については、北海道の管轄部局から説明を受けたうえで審議
- 土地区画整理法に関する事案については、北海道または市町村の管轄部局から説明を受けたうえで審議
- その他法令に基づく事項については、北海道、市町村または農業委員会の管轄部局から説明を受けたうえで審議
- 審議にあたっては、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことを可
- 委員会の議決は、議案について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる

一般社団法人 北海道農業会議 常設審議委員の選任について

平成28年3月24日
第11回常任会議員会議

一般社団法人 北海道農業会議の常設審議委員の選任については、平成28年2月18日開催の平成27年度第10回常任会議員会議で決定したところである。(最終葉 参考資料 参照)

これに基づいて、別紙「一般社団法人 北海道農業会議 常設審議委員 名簿」の通り、常設審議委員を決定する。

一般社団法人 北海道農業会議 常設審議委員 名簿(案)

平成28年3月24日

第11回常任会議員会議

氏名	所属・役職	備考
岡村 雅敏	一般社団法人 北海道農業会議 会長	定款第6条第4項第2号会員、紋別市農業委員会代表者
小林 政幸	一般社団法人 北海道農業会議 副会長	定款第6条第4項第1号会員、浦河町農業委員会会長
多田 正光	一般社団法人 北海道農業会議 副会長	定款第6条第4項第1号会員、月形町農業委員会会長
佐久間 亨	一般社団法人 北海道農業会議 専務理事	定款第6条第4項第2号会員
土居 利幸	千歳市農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
(欠員)	後志地方農業委員会連合会推薦	定款第6条第4項第1号会員
南 和孝	壮瞥町農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
久保田 隆博	七飯町農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
相良 一之	厚沢部町農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
松川 英一	士別市農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
菅野 健悦	遠別町農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
島田 誠司	稚内市農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
小川 吉猶	北見市第二農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
木下 美智夫	帯広市農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
野村 照明	釧路市農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
安田 稔	中標津町農業委員会会長	定款第6条第4項第1号会員
能登 芳昭	北海道市長会副会長	定款第6条第5項第1号会員代表者
宮谷内 留雄	北海道町村会副会長	定款第6条第5項第1号会員代表者
村上 光男	北海道農業協同組合中央会専務理事	定款第6条第5項第2号会員代表者
佐々木 環	北海道農業共済組合連合会会長理事	定款第6条第5項第3号会員代表者
高嶋 敏美	ホクレン農業協同組合連合会 代表理事専務	定款第6条第5項第4号会員代表者
牧野 勇	北海道信用農業協同組合連合会 代表理事理事長	定款第6条第5項第4号会員代表者
石黒 義雄	公益財団法人 北海道農業公社 副理事長	定款第6条第5項第5号会員代表者
前山 啓二	北海道土地改良事業団体連合会 専務理事	定款第6条第5項第5号会員代表者
羽貝 敏彦	北海道農業信用基金協会会長理事	定款第6条第5項第5号会員代表者

改正農業委員会法施行に向けた対応状況について

平成 28 年 3 月 24 日
第 11 回常任会議員会議

1 先行 6 市町村の対応について（関係市町村から聞き取り）

平成 27 年 9 月以降、改正法施行日までに現任農業委員の任期満了を迎える市町村農業委員会（共和町、洞爺湖町、福島町、北斗市、足寄町、釧路町）では、関係条例の改正等を経て、新たな農業委員の任命に向け平成 28 年 1 月以降に候補者の募集等を開始し、全ての市町村で議会審議を終了した。

6 市町村の応募・推薦の状況並びに市町村議会での審議結果は別紙のとおりである。

2 その他市町村の対応について（本会議把握分）

- 農業委員定数条例を改正した・改正する予定の市町村
滝川市、札幌市、帯広市（予定）
- 農業委員の辞任を受けて、団体から推薦のあった者を新たに委員に選任した市町村
由仁町、浦臼町、深川市

3 本会議の対応について

① 全市町村農業委員会への対応

以下の研修会において改正法内容等についての周知を図った。

- 地区別農業委員会等研修会（平成 27 年 10～11 月、11 か所）
- 地区別農業委員会会長・事務局長研修会（平成 27 年 12 月、14 か所）
- 市町村農業委員会活動強化研修会（平成 28 年 1 月 13 日、札幌市）
- ブロック別農地業務担当者研修会（平成 28 年 2～3 月、5 か所）

また、足寄町農業委員会における対応について、以下の研修会における事例発表によりし、市町村農業委員会に対して周知を図った。

- 市町村農業委員会活動強化研修会（平成 28 年 1 月 13 日、札幌市）

② 一部市町村農業委員会への対応

市町村・ブロック単位で開催された研修会等において、本会議職員が説明を行った。

4 本会議の組織移行等に係る対応について

① 平成 28 年 1 月 14 日

本会議臨時総会において、一般社団法人への組織変更計画及び常設審議委員会運営規程を決定

② 平成 28 年 2 月 15 日

一般社団法人北海道農業会議を「農業委員会ネットワーク機構」に指定することを

北海道知事に申請

- ③ 平成 28 年 2 月 18 日
第 10 回常任議員会議において、「一般社団法人北海道農業会議常設審議委員」の選任方法を決定
- ④ 平成 28 年 3 月 8 日
第 80 回総会において、「一般社団法人北海道農業会議農業委員会ネットワーク業務規程」を決定
- ⑤ 平成 28 年 3 月 9 日
北海道から、一般社団法人北海道農業会議を「農業委員会ネットワーク機構」に指定する旨の通知
- ⑥ 平成 28 年 3 月 24 日
第 11 回常任議員会議において、「一般社団法人北海道農業会議常設審議委員」を決定
- ⑦ 平成 28 年 4 月 1 日（予定）
組織変更を法務局に登記

別紙

農業委員の募集等に対する応募等の状況

平成28年3月24日現在

市町村名	定数	応募・被推薦者数												市町村議会における状況		備考
		合計			応募者数			被推薦者数								
		うち現職	うち女性	うち認定農業者等	計			計			同意人事議案提出日	結果				
					うち現職	うち女性	うち認定農業者等	うち現職	うち女性	うち認定農業者等						
共和町	20	20	13	1	18	1	0	1	0	19	13	0	18	3月9日	原案同意	
洞爺湖町	14	14	7	0	12	1	0	0	0	13	7	0	12	3月7日	原案同意	
福島町	7	7	5	0	0	6	4	0	0	1	1	0	0	3月10日	原案同意	
北斗市	14	15	14	1	9	2	1	1	0	13	13	0	9	3月1日	原案同意	
足寄町	12	12	9	0	11	0	0	0	0	12	9	0	11	3月2日	原案同意	
釧路町	6	6	5	1	3	6	5	1	3	0	0	0	0	3月2日	原案同意	

北海道選出国會議員要請集会

開催要領(案)

平成28年3月24日
第11回常任議員会議

I 開催趣旨

農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、①担い手への農地集積の促進、②新規就農者の定着、③法人経営の増加を目標に、農地中間管理事業や青年就農給付金等の施策が設けられているが、所有権による農地集積、後継者への円滑な経営継承等の点で北海道の実態にあっているとは言い難い。

農業・農村が持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って安心して経営に取り組める施策の実現と、農業・農村の実情や特色を踏まえた地域農業の発展に資する施策の確立が不可欠である。

また、平成27年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」についての今後の見直しにおいても、同様の観点からの方針策定が必要である。

こうした状況を踏まえ、「農地」と「担い手」に係る諸対策を中心に、今後の農業政策と関係予算等に関して、最前線に立って取り組みをすすめている本道農業委員会組織としての要望・意見をとりまとめ、要請活動を行う。

II 開催日時

平成28年5月26日(木) 午前9時05分～午前11時35分
(前年 午前9時15分～午前11時35分)

III 開催場所

星陵会館 [東京都千代田区永田町2-16-2、TEL:03-3581-5650]

IV 参集範囲

北海道内市町村農業委員会会長等

V 招請議員

北海道選出の国会議員等

VI 運営内容(運営次第・予定時刻)

【与党議員への要請】

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 開会・主催者挨拶 | (9時05分) |
| (2) 要請 | (9時15分) |
| (3) 出席国会議員からの国会報告と決意表明 | (9時20分) |
| (4) 閉会 | (10時15分) |

【野党議員への要請】

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 開会・主催者挨拶 | (10時25分) |
| (2) 要請 | (10時35分) |
| (3) 出席国会議員からの国会報告と決意表明 | (10時40分) |
| (4) 閉会 | (11時35分) |

VII 要請事項(予定)

TPPに関する要望
北海道農業推進発展への改善的対応の要望

国家戦略特区の拡大阻止と国会決議に基づいた農地法新法の適用に関する要望
平成29年度農業・農業委員会関係予算並びに政策に関する要望

平成28年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催について

平成28年3月24日
第11回常任会議員会議

1 開催の趣旨

最近の農業・農地に関する情勢を受け、今後の農業委員会活動の推進と次年度国費予算並びに政策要望に向けた検討を行うため標記会議を開催する。

2 主 催 各地方農業委員会連合会、一般社団法人 北海道農業会議 (各地方農業委員会の総会の前後の時間で開催)

3 報告・協議事項(予定)

- (1) 平成29年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討について
- (2) 北海道農業会議役員・常設審議委員が欠けた場合の対応について
 - ・役員選出の考え方について
 - ・常設審議委員が欠員となった場合の考え方について
- (3) 農業者年金の加入推進等について
- (4) 農業委員会系統組織の情報提供活動の取組と全国農業新聞普及推進について
- (5) 改正農業委員会法施行後の状況について
- (6) 平成28年度北海道農業会議事業のスケジュールについて
- (7) その他

4 参集範囲 市町村農業委員会会長および事務局長

5 開催日等

別紙1「平成28年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議 開催日程等」のとおり

6 役員の対応について

日程の都合上、会長・副会長が対応できない場合がありますことをご了承いただきますようお願い致します。

別紙1 平成28年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議 開催日程等

別紙2 平成28年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議 役職員の対応について

別紙1

平成28年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議開催日程等

地 区	開催日時	開催場所	備 考
空 知	4月8日(金) 16:00~17:30	岩見沢平安閣 岩見沢市5条東2丁目(電0126-23-4581)	
石 狩	4月15日(金) 16:00~17:00	札幌すみれホテル 札幌市中央区北1条西2丁目(電011-261-5151)	
後 志	4月12日(火) 15:00~16:15	ホテル第一会館 倶知安町南3条西2丁目(電0136-22-1158)	
胆 振	4月14日(木) 15:00~16:30	洞爺湖万世閣 ホテルレイクサイドテラス 洞爺湖町洞爺湖温泉(電0142-73-3500)	
日 高	4月15日(金) 15:00~16:30	浦河町役場 2階 大会議室 浦河町築地1丁目3番1号(電0146-22-2311)	
渡 島	4月20日(水) 15:30~16:30	大沼国際セミナーハウス 七飯町字大沼町127-1(電0138-67-3950)	
桧 山	4月12日(火) 15:00~17:00	うずら温泉 厚沢部町鶴町853(電0139-65-6366)	
上 川	4月12日(火) 15:30~17:00	士別グランドホテル 士別市東3条6丁目(電0165-23-1234)	
留 萌	4月26日(火) 13:30~15:00	遠別町役場 1階 会議室 遠別町字本町3丁目37番地(電01632-7-2111)	
宗 谷	4月21日(木) 15:00~17:00	稚内サンホテル 稚内市中央3丁目7番16号(電0162-22-5311)	
林-ㇿ	4月7日(木) 15:00~17:00	ホテル黒部 北見市北7条西1丁目(電0157-23-2251)	
十 勝	4月15日(金) 13:30~14:50	とがちプラザ 会議室304号 帯広市西4条南13丁目1番地(電0155-22-7890)	
釧 路	4月7日(木) 15:00~17:00	ニュー阿寒ホテル 釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目8(電0154-67-2121)	
根 室	4月14日(木) 15:30~17:00	根室市ホテルねむろ海陽亭 根室市常磐町2丁目24番地(電0153-22-8881)	

平成 27 年田畑売買価格等に関する調査結果（概要）について

平成 28 年 3 月
北海道農業会議

本会では、道内 170 市町村農業委員会を対象に、平成 27 年 5 月 1 日時点で実際に取引
きされるであろう農地価格についての調査を実施した。

1 調査の報告状況

本調査は、道内 170 市町村農業委員会を対象に昭和 25 年 1 月 1 日時点における 27
5 旧市町村の区域を調査し、さらに都市計画法の適用のある市町村と適用のない市町村に
分けて実施した。

調査に関する報告状況は、以下の通り。

表 1 報告状況

区 分	旧市町村（区域）数	報告数	報告率
都市計画法の適用がある	65	58	89.2%
都市計画法の適用がない	210	191	91.0%

2 農地価格の推移（純農地）

中田価格は、昭和 50 年に 252 千円であったが、昭和 57 年に価格は 524 千円と 2 倍に上
昇した。しかし、その翌年以降、中田価格は下降しはじめ、平成 27 年にはピーク時（昭
和 57 年）の 50% の水準である 264 千円にまで下降した。

中畑価格は、昭和 50 年に 120 千円であったが、その後中田同様に上昇を続け、昭和 59
年には 231 千円でピークとなった。昭和 60 年以降、中畑価格は下降しはじめ、平成 27 年
にはピーク時（昭和 59 年）の 55% の水準である 126 千円となっている。

表 2 純農地（中田・中畑）価格の推移（10a 当たり）

調 査 年	中 田		中 畑	
	平均価格(千円)	指 数	平均価格(千円)	指 数
昭和 50 年	252	48	120	52
57 年	○524	100	212	92
59 年	520	99	○231	100
平成 元年	415	79	187	81
6 年	373	71	171	74
11 年	339	65	152	66
16 年	304	58	142	61
21 年	275	52	127	55
26 年	258	49	122	53
27 年	264	50	126	55

※表2の平均価格については、調査年に報告のあった区域全てを集計対象とした。

○の印は本調査における最高値であり、指数は、中田については昭和57年価格を、中畑については昭和59年価格を、それぞれ100とした。

純農地とは、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域に関する線引き指定が行われていない市町村の農用地区域内の農地。

3 地域別平均価格の推移

中田平均価格は、平成26年に比べ全道では0.7%下降し、地域別では檜山、留萌、上川が全道平均よりも大きく下降し、それぞれ3.4%、2.5%、1.7%の下降となった。

中畑平均価格は、平成26年に比べ全道では0.3%下降したものの、地域別では空知、後志がそれぞれ0.1%上昇した。

表3 地域別中田・中畑平均価格の推移 (純農地 単位：千円/10a、%)

地域名	中田			中畑		
	平成27年	平成26年	変動率	平成27年	平成26年	変動率
全道	266	268	-0.7	127	127	-0.3
空知	311	312	-0.4	125	125	0.1
石狩	444	445	-0.2	173	178	-2.8
後志	228	228	0.0	158	157	0.1
胆振	367	367	-0.1	219	219	-0.2
日高	283	283	0.0	235	235	0.0
渡島	282	282	0.0	147	147	0.0
檜山	235	243	-3.4	128	132	-2.5
上川	216	220	-1.7	79	81	-1.3
留萌	166	171	-2.5	51	51	0.0
宗谷	-	-	-	33	33	-0.8
ホーツク	303	303	0.0	163	164	-0.2
十勝	380	380	0.0	144	144	0.0
釧路	-	-	-	52	53	-0.7
根室	-	-	-	51	51	0.0

※表3の平均価格については、2年連続（平成26年、27年）で報告のあった区域のみを集計対象とした。

表3の対前年変動率については、2年連続（平成26年、27年）で報告のあった区域の各年度の価格の総和をもとに算出した。

純農地とは、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域に関する線引き指定が行われていない市町村の農用地区域内の農地。